

設置理由・目的

本市の農業が抱える課題

本市農業においては、農家の高齢化が進み、技術力・生産意欲が高いものの、作りたくても年齢・体力的に限界に近づきつつある中で、都市農業においては農地を維持・継承していく上で、相続による農地の細分化、相続税納税のための物納、さらには、固定資産税などの税負担への対応は、都市農家が抱える課題となっている。農業後継者、担い手の継承・確保を図り、いかに都市農業を維持・守っていくか、各自治体の果たす役割が益々重要になってきている。

都市農業として、生産者と消費者を繋ぎ、生産者には市民・消費者に新鮮・安全・安心の農産物を、今後も継続して提供し、消費者ニーズにタイムリーに対応できる環境を創りだし、市民・消費者には本市農業への意識・関心を高めてもらう、食育関係の事業との連携も大切にしながら、生産者・市民・消費者が共になって地場農業を持続的に守り育てていくことを、目的とした支援等の事業が必要であると考えます。

第1期、農業振興検討部会からの提言の具体化・実践を

①ファームマイレージ運動、農業振興啓発事業の更なる拡充・発展と、本市の農の魅力アピール
平成21年のファームマイレージ運動始動により、地元の農産物をその地域の人が購買・消費し、市内農業への意識を高め、生産者と共に地場農業を守っていく取組は、大阪エコ農産物の栽培認証件数が府下で1位を占める様に、非常に有効で成果が見られる。本市の農業振興啓発協議会が取組む、農業振興啓発事業では、子供・保護者を対象とした、食育の実践となる農業体験事業や、大人向けの農業体験プログラムの取組みなど、都市農業に理解と関心を高めるものとなっている。これらの事業を柱に、今後は、市民・消費者への本市農業への理解と周知を、より広め、高める事業の構築が求められる。

②防災農地制度の確立・推進
農空間は景観、防災、環境などの多面的な機能を有する貴重な存在であり、農地の保全・景観形成をめざすとともに、災害時の避難空間、仮設住宅・資材置き場として使用できる防災農地を広める必要がある。

③援農ボランティア、農家サポーターバンクシステムの構築
高齢化やケガ・病気により定植時期、収穫時期、出荷時期等に農作業が困難になる農家が増加するもと、都市農業に関心があり農家の手助けをしたい市民・消費者と、生産者の双方が、有効に農家・農業を支援するシステムの構築により、生産者と市民・消費者が農に携わり、農地を守り・農を育てる施策が今後、重要である。その活用がより有効なものにするためには、農家への支援を希望する農家サポーターの技術レベルの向上が不可欠であり、そのための講座を開設することにより、援農希望者の育成を図る必要がある。



新たな課題

都市農業振興基本法の成立

人口減少社会や高齢化が進み、都市農地に対する開発、宅地化の圧力が弱まる一方で、農業・農地のもつ多様な機能・役割が都市農業振興基本法の成立に示されるように、都市農業の再生が期待される状況が生まれている。基本理念を定め、都市農業の振興に関する施策を総合的にかつ計画的に推進することになる。

TPP協定大筋合意による本市農業への影響

米は生産コストに見合う販売価格が維持されるのか、野菜は関税撤廃により、生産者・農地の減少をもたらすのか。安価な輸入産品により、駆逐されてしまうのか。輸入農産物・食品の増加、日本農業の衰退が進めば、本市の農地の減少が更に加速されることにはならないか。食育・農業体験事業や地産地消運動を進める基盤そのものが崩壊しないのか。

課題の解決、振興にむけ部会を設置し、検討を行う



検討テーマ

1. 都市農業振興基本法の成立を受けて、本市の振興計画、施策の策定

- 本法の理念、概要の理解を深め、部会の共通の認識をする
- 国・地方公共団体の施策の策定及び実施の責務
 - 政府は都市農業振興基本計画を策定し、公表
 - 地方公共団体は、都市農業振興基本計画を基本として地方計画を策定し、公表

2. TPP協定による、本市農業の影響を検討し、本市農業の振興施策を検討する

国・府が進める、認定農業者、6次産業化、地産地消の推進とTPP協定との矛盾が今後どう顕在化するのか。地域の都市住民と共に農地の保全、体験農業、食育事業などをどう推進するか

3. 第1期農政に関する部会の提言内容について、具体を検討する

- ①ファームマイレージ運動、農業振興啓発事業の更なる拡充・発展と、本市の農の魅力アピール
- ②防災農地制度の確立・推進
- ③援農ボランティア、農家サポーターバンクシステムの構築